

厚生常任委員会

平成17年3月15日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ○里川宜志子 浦野 圭司
三木 誓士 中西 和夫

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 課 長 補 佐	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 三木委員、中西委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、三木委員、中西委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。（1）議案第2号、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

議案第2号、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例につきまして、ご説明いたします。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

それでは、前回ご説明させていただいておりますので、議案書3枚目の要旨により朗読をもって、ご説明とさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長

以上簡単ですが、議案第2号、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設

置条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どうりご承認賜りますよう、お願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 2月の厚生常任委員会の中でも、委員構成については十分、ご配慮いただきたいということで申し上げた経過があるんですが、その後、3回目の次世代育成支援の計画を策定する委員会が行われて、傍聴させていただきましたが、その中で、この協議会を設置するに当たっては現委員を協議会の委員としたいという事をその会議の中でおっしゃっていたんですね。私は意見を申し上げたことが反映されているのかどうか、聞き置く程度で置かれているのかどうかというのが、すごくその時点では心配になっているところなんです。私たちは中学校までの子どもさんについては、比較的色々な状況が掴みやすいけれども、それ以上の年齢層の若者については、町行政としては色々な取組みが弱いのではないかと、でも、そういうところにも力を入れてほしいと言ってきている中で、もうちょっと考えていただきたいなというふうに考えているんですよ。次世代の中でも保護者が入っているのは、保育所の保護者会の会長さんが入ってくれているんですが、また考え方を変えたら、町Pという、斑鳩町も補助金を出して活動をしていただいている町Pという団体もある訳なんですよね。そうしたら、町Pなんかからも来ていただくとか、私たちが言っていることを理解していただいているのであれば、そういった考え方。そして、また具体的な提案としては、町内にも高校があるという事から、高校の生活指導とか、そういった関係の方にも、ご参加いただけるような努力をすることか、そういう姿勢が見えないという事について、私たちは一生懸命、いろいろ考えて言ってるけど、言っぱなしになってて、受け止めてもらえてないのかなというふうに思う訳なんです。そういったところも、しっかり考えてもらいたいなという事を再度、私は要望したいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

福祉課長 里川委員の方からご質問のありました、次世代育成支援行動計画の策定に携わっていただきました現協議会委員の方にお願ひしようというふうに考えておりますが、今申されました、青少年の関係であります、要望はさせていただきます。この委員会の中で、また意見を聞く必要があれば、委員会の方に参加をしていただくという項目もございますので、その都度、その都度、必要があれば考えていきたいと考えております。

ただ、現時点では、各選出されております代表の方が来られる場合もございますが、その辺はその中で、選出いただいた方で十分、意見は聞かさせていただけるように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

里川委員 これも、計画の進捗状況を加味していただくと。この所掌事務には行動計画の推進に関する重要事項を審議するという事になってますので、この協議会がきちっと目標を果たせる協議会であってほしいなど。単なる追認のための機関となるような事のないように、私はお願ひしておきたいなというふうに考えています。また、この計画を作ったら、町の持っている保育所、幼稚園、小学校、中学校、町内ありますが、高校も含めて、行政としてはこういう計画を立てて、取り組んでいるんだという姿勢を町内にあるところには示していただきたいなど、ご理解をいただきたいと思ひます。

それと、内部研修の進め方ということで、以前からも斑鳩町、取り組んでいただいた時期、活発に取り組んでいただいた時期もありますが、これは、内部研修もきちっとやっていただきたいなというふうに、お願ひはしておきたいなと思ひております。

それと、1点だけ、計画にかかわる事なんですが、委員長よろしいですか。

委員長 はい。

里川委員　この計画の中で、国の示す特定14項目というのがあるんですが、目標値については、ゼロというのか、いつも国が示している特定項目なのに進んでないということでは、委員会の方では何か、その辺で、委員さんからその後も、何かご意見なかったですか。私は、これを見ている中で、国が示している特定項目が何も、一切進まない、計画の中で、何も進まないということについて、ちょっと心配なんです、その辺は、どう私たちも見ておけばいいのかなというふうに思って、心配をしているところなんです。

福祉課長　今、委員が言われておりますのは、地域子育て支援センターとか、目標項目に挙げている中で、今現在、それに替わります事業等がございますので、それによって、今後それが進めていく中で、その事業が発展させていくということもあるということで、現時点では、そういうものはございませんが、それに替わるものがあるということで委員の皆様にはご説明させていただきまして、その時にはそれで了解をいただいているという事でございます。

ただ、この計画を進めておる中で、そういう環境が整いましたら、そういうものが、今後考えていくというものは考えておりますので、ゼロのままということは、今後、計画の見直しも、進捗状況も進めている中で、その目標値も変わって来るだろうと思っておりますので、今後進めていく中で、協議会の中で検討していき、協議してもらおうと考えております。

里川委員　先ほども申し上げましたが、協議会を設置したら、単なる追認の機関とならないように、今、課長が答弁いただいたような形で、きちっと計画を発展的にもっていけるような、そして、確認をしながら、この協議会を運営していただきたいという事をお願いをして、これで終わっておきます。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(2) 議案第3号、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 議案第3号、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例について、ご説明いたします。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 それでは、これにつきましても、前回の委員会でご説明させていただいておりますので、議案書3枚目の要旨により朗読をもって、ご説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 以上簡単ですが、議案第3号、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どうりご承認賜りますよう、お願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この計画につきましても、一般質問も色々させていただいた経過もありますが、この協議会の委員さんになっていただく中に、介護を必要とする人が、その人自身ではなくて、介護をしている人、こういった方が委員さんの中にもお入りになっている。そして、行政側の関係、高度な知識をお持ちの方が入っていただくのは当然いい事なんですけど、でも実は、自立を志して、一生懸命、公的な支援も出来るだけ受けずに、という事は、役場へも殆どこない。本当の意味で自立を目指している、自分自身が車椅子に乗ってても活動しているという、本人さん。そういった方の意見が反映できるものになっているのか。車椅子を押す人よりも、実際、自分が乗っている人の意見というのが、やっぱり反映されるべきであると。だから、押す人の意見も聞かないといけないけれども、乗っている人の意見も聞かないといけないのではないかと私は思っているんです。そういうところで、今後、この協議会の委員を選ばれる。そしてまた、進捗状況を管理する中では、その視点というのは絶対に持つておいてほしいと思っておりますが、そのところはいかがでしょうか。

福祉課長 今、委員からご質問がありましたように、今後、障害者福祉計画検討委員という事でございますが、先ほどもありましたように、障害者福祉計画の見直しに、今現在、携わってもらっております委員さんをと考えております。ただ、今委員が申されましたように、介護をする人の意見も必要です。また、介護をされる側の人の意見も大切だという事は重々分かっております。その辺がありますので、今、委員さんの中にも、斑鳩町の身体障害者福祉協会の代表の方にも来ていただいておりますし、各作業所の、これは介護されている側になるかと思っておりますが、その施設での意見等もその方はご存知だと思っておりますので、その意見を聞かせていただくという事になるかと思っております。また、必

要があれば先ほども申しましたように、委員以外でも意見を聞くという事で、協議会の中にも来て、意見を聞く事が出来ますので、それも今後、必要があれば協議会の皆さんで諮っていただきまして、検討してまいりたいと考えております。

里川委員 課長の答弁を聞いていたら、細かい事を聞きたくなったんですが、全体の障害者の中の占める割合、手をつなぐ育成会であるとか、作業所の関係、そして身体障害者協会、全体の障害者の中で、一体、その占める割合はどうなっているんだと、それ以外の人をどうするんだと、言いたくなりますね。今の答弁を聞いていたら。その辺の数字が出るんだしたら出してください。全体の障害者から見て、その占める割合。それに所属されていない方たちはどうなんだという事、それ今すぐ出なかったら、後でも結構ですの出してほしいと思います。

それと、障害者福祉計画の中でひとつ問題点を発見しましたので、この関係ですので、お願いしたい事なんですが、実は、この障害者に関して、自立支援とか、発達支援とかで、予防とか、重度になるのを食い止めるとか、こういう事について、今後行政としては重要だということをお願いしてきたと思うのですが、その中でひとつ気になっているのが、計画の中に出てくる厚生医療というのがあるんです。その厚生医療プラス、非常に趣旨からいったら、この計画の中で位置付けがないんですが、育成医療というのが大事だと思うんですが、この育成医療が、どこを探しても、町の例規集を探しても出てきませんし、どこを見てもその言葉が出てこないんです。このことについては、計画に関連することなので、ちょっとここで聞いておこうかと思うのですが、それについてはいかがですか。

福祉課長 育成医療につきましては厚生医療と同じように、年齢によって、18歳未満の方が育成医療、18歳以上の方が厚生医療となっております。窓口の方でも障害者の方に、ご説明する時に提示いたしますパンフレットがございますが、その中にも育成医療ということで、ちゃん

と書かれておりました、窓口の方では、もしご相談に来られましたら、紹介させていただいております。ただ、育成医療の関係につきましては郡山保健所が直接の窓口になっておりました、厚生医療のように町が申請を受けつけたり、支払いをしていくという部分がございませんので、全く県の事業ということになります。ただ、県の事業という事で町が知らないということではなしに、もちろん窓口に来られますので、厚生医療、育成医療、両方とも照会のとくにひとつにして、説明はさせていただいております。ただ、育成医療、厚生医療の関係につきましては、医療機関にももちろん、障害者の方が行かれまして、医療機関の方でご説明を受けられることが多くございます。窓口 directly 来られるということはないんですが、そういう形で厚生医療につきましては医療機関でご説明を受けられて、市町村の窓口が受付になっておりますので、こられる場合があるんですが、育成医療につきましては、直接医療機関でご説明を受けられて、郡山保健所の方に行かれるという場合が多ございます。もちろん、斑鳩町の役場の窓口に来られましても、その辺は十分ご説明できるように資料は持っておりますので、その辺はそれで対応させていただいております。

また、障害者福祉計画の中で育成医療の位置付けがないのではないかという、ご質問でございますが、先ほど申しましたように、町の障害者福祉計画の中では、県の事業といたしますか、育成事業につきましては県の事業ということで掲載はしておりません。ただ、情報提供等は十分、県とも連携を取ってやるということで、周知を徹底するために積極的な広報を行っていくというふうには、記載させていただいておりますので、抜けているというのではなしに、そのような対応をして行くということで、町の方では考えております。

里川委員 もうちょっと認識を深めていただきたいのは、指定医療機関で受けるのが普通だとなってますが、指定医療機関がない場合はその機関以外でも受けられる訳なんです。もし、指定医療機関以外で受けた場合は、一旦医療費を払って、返ってくる手続きなんかは市町村なんです。

だから、全く県の事業だと言われるけど、市町村も絡んでくる訳なんです、この問題については。だから、位置付けは厚生医療と同じような位置付けで、発達を支援する、予防するということが重要な制度だと思っています。特に、18歳未満、私たちは、そういう重度化を防ごうよと、本当の意味での自立支援をしていっていただこうと思ったら、発達支援も重要だということも言ってますので、そういう意味では非常にこの制度というのは、もっと啓発しないといけない。利用していただいて、防いで行かないといけないと。重度になるのを防いでいかないといけないと、そういう考え方をきちっと持たないといけない制度だというふうに考えてますので、今後また、計画を進めていかれる中では、この事もきちっと捉えておいていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(3)議案第9号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 それでは議案第9号について説明させていただきます。この関係に

課長 つきましては前回の委員会でご説明いたしましたとおり、12号までの後でご説明いたしますが、将来に渡りまして継続可能な安定した制度とするための県の制度改正によるものでございます。まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

健康推進 それでは一番最後の要旨をもって説明とかえさせていただきます。
課長

(要旨朗読)

健康推進 以上でございます。よろしく願いいたします。
課長

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この議案については、課長の説明とおりになんです。ですから、私たちは、議案の9号から12号まで渡って、同じ原因でこういう改正する条例が出てきていると思いますが、はっきりいって国の方針にも反対ですし、県の福祉医療の改正についても反対の立場を採っているんですが、ただ、町としてはその反面、拡充する部分、そして今までどおり受けられるようにという事での、ご配慮をいただいているということでは評価はしたいというふうに考えてますが、自動償還払いということになりましたら、今までと手続き的に変わるところはどうなっているのかということと、怖いのは、一旦、お金を払わないといけないという事では受診抑制につながるのではないかなと。その受診抑制が、ある意味、重症化を招く心配はないのかというような、そういったところも懸念をしているところなんです、その辺についてを担当のお考えを聞かせていただきたいと思います。

健康推進 自動償還払いということですが、今まで斑鳩町が行なっております

課長

のは、償還払い、現物給付とございます。今回、自動償還払い、一括ということになります。この関係につきましてはご本人さんが一旦、医療機関で支払っていただいて、それが最終的には町がご本人さんの口座に同じ額を入金するという形で、一旦は先に自分が、ご本人さん自身が支払っていただくという内容のものでございます。

自動償還払いになると受診が抑制されるというような考え方でございますが、結果といたしまして医療費の助成は受けられることとなりますが、家計への影響はほとんどないと考えております。

また、高額な医療費につきましても、各保険制度の委任払いがなされているところでございます。本町の場合、町単独でも、自己負担金をゼロにしようとしているところでございまして、一時的な支払にはご理解していただきたいと思っております。

里川委員

自動償還払いについて聞いたのではなくて、その手続きについて聞いたんです。自動償還払いのことぐらいは分かっていますので。手続き的にどうなのかなど。結局、お返ししなければならない時の手続き、現状とこれからとどういうふうになるのか、変わりがあるのか、この制度が変わることについてのご認識を町民の皆さんにどう、持っていただくのか、ということをお聞きしたいのです。

健康推進
課長

この関係につきましては、全てはご本人さんが手続きするという形でございますが、一番最初に、まず、登録してある預金口座、これについて申請等していただくということが基本となっております。その関係で、後処理すべてが自動的に行なわれて、ご本人さんの口座に振り込まれるという形になります。

里川委員

ということは、1回目、何かで受診があったときには、こういうふうに登録預金口座という形で、手続きをされる訳ですね。1回されたら、それで後はずっとしなくてもいいと、今の説明ではそういうふうに理解したらよろしいんですね。

健康推進課長 現実的に年1回になりますけれども、承認という形を採るという形でございます。

里川委員 この制度が変わるということについての啓発、8月からこういう形になるんだろうと思うのですが、そこまでにはこれまでのシステムと変わりますよという周知、これについてはどのようにされるおつもりなのか、お聞きしておきたいと思います。

健康推進課長 町としましては、広報紙等で啓発すると同時に、各医療機関につきましても啓發文書を貼らせていただきます。

里川委員 医療機関と広報紙とおっしゃいますが、広報紙も本来、町民の皆さんには読んでいただかないといけないですが、なかなかきっちり読んでいただけてない場合も多いと思うのですが、保健センターの事業なんかもやっておられると思うのですが、乳幼児に関しても、そういった保健センターの事業を通じて、出来るだけこういった事を周知していただくという努力をしていただくということをお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第9号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(4)議案第10号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 まず、議案書の朗読をさせていただきます。

課長

(議案書朗読)

健康推進 それでは一番最後の要旨をもって説明とかえさせていただきます。

課長

(要旨朗読)

健康推進 以上でございます。よろしくお願いいたします。

課長

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 母子家庭さんというのは通常のご家庭と所得に関して調査をされますと、非常に一般家庭に比べて所得の低い家庭が多いと、平均を取りましても、そういう統計がきちっと出ていると思いますが、母子家庭さんの場合、医療なんかにかかると高額の医療費がかかる場合は貸付け制度もあると思うんです。けれども、色んな制度あるんですが、非常に時間が掛かったり、制度自体が複雑であったりする場面がよくあるんですが、お金がないから掛かれないというような状況がないようにしてほしいということで、前回の委員会でもそういうような事を申し上げてましたが、そういう事を防ぐ意味で全国の市町村を見る中では、応急小口資金貸付という制度を持っているところがあるんです。それは、各市や町によって大きさは色々違うんです。金額の高いところも、少ないところだったら、とりあえずの3万とか、そういう考え方の所もあり

ますが、この応急小口資金貸付というのは、非常に今回のこういう制度改正については有効な施策ではないかなと。先ほども申し上げました、重症化を防ぐということの中では、そして所得が低いということもありますので、こういう考え方を研究していただけないかと思っていますが、いかがでしょうか。

健康推進課長 今言われております応急小口資金貸付制度、これもしっかり勉強させていただきますが、町といたしましては、福祉医療費の資金貸付制度の創設、これについても現時点でまだ、健保も固まってない状態で、前回の委員会でもご説明させていただきましたように、8月実施までに研究してまいりたいということで、よろしく願いいたします。

里川委員 前向きな姿勢を見せていただきましたので、是非ともそういう状況を見る中で、積極的にやっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第10号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(5)議案第11号、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

(議案書朗読)

健康推進
課長

それでは一番最後の要旨をもって説明とかえさせていただきます。

(要旨朗読)

健康推進
課長

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員

この件につきましては、県が1割分を削除するところ、町としては今まで持っていた1割分は継続してもたしていただくという考え方を示していただいたことについては、非常に評価させていただきたいというふうに思っておりますが、その分、こういったご高齢になってこられて、病気をされている方なんかというのは、色々説明するのにも時間が掛かったりする場合もあるんですが、結局、負担割合も変わってくる訳なんで、この辺のところ、現物給付がなくなることと、負担割合が変わることについて、70歳までの方に説明をきちりしていただかないと、ご本人、なかなか理解し難い点なんかもあるのではないかと気になっているんですが、このところは担当はどのように対応しようとされているのか、お尋ねしておきたいと思います。

健康推進
課長

この関係、全て同じ内容になろうかと思えます。先ほどの答弁をさせていただきますましたように、広報はもちろん、医療機関、それ以外にも議員の方からいわれております、保健センターでの来られた時等、連絡等あった時には、懇切丁寧にご説明申し上げていくというような

ところでございます。

里川委員 さっき保健センターといったのは、母子の関係であれば保健センター、事業が多いですから、そのように申し上げたのですが、老人医療の場合だったら非常に周知するのが難しいなあと、何かいい方法がないのかなと、私も思っているところなんです。いい方法を思いついたら提案をしたいと思いますが、本当にこの制度が変わることを知っていただく、最大の努力を担当の方ではしていただかないと、若い人以上に説明した時に理解していただくのが難しかったりする場面もありますので、手を尽くしていただきたいという事だけはお願いをしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第11号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(6)議案第12号、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 まず、議案書の朗読をさせていただきます。

課長

(議案書朗読)

健康推進
課長

それでは一番最後の要旨をもって説明とかえさせていただきます。

(要旨朗読)

健康推進
課長

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員

この問題につきましても、私も心配しているのは障害をお持ちの方のご家族が非常にご高齢になっているという中で、そのご家族で改正についての受け止めがきちっと出来るのかどうかという心配な状況があるのではないかなという懸念をしているところなんです。これにつきましても先ほどと同じように、周知をする時に特段のご配慮をいただきたいと思っておりますので、意見として申し上げておきたいというふうに思います。

委員長

他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第12号については当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、（７）議案第１６号、平成１６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

健康推進 まず、議案書の朗読をさせていただきます。

課長

（ 議案書朗読 ）

健康推進 歳出の補正につきまして、ご説明申し上げます。１１ページをご覧ください。第５款共同事業拠出金、第１項共同事業拠出金、第１目高額医療費拠出金では拠出金額の決定に伴いまして、２２６万４、０００円の増額をお願いするものでございます。同じページの第９款予備費につきましては、今回の予算補正から生じました不足額１、５２４万円の減額をお願いするものでございます。

課長

次に歳入、７ページでございます。歳入の補正では第２款国庫支出金、第１項国庫負担金、第３目高額療養費共同事業負担金では、国庫負担金額の決定に伴いまして５６万６、０００円の増額補正をお願いするものでございます。第４款県支出金、第１項県負担金、第１目高額療養費共同事業負担金では、県負担金額の決定に伴いまして５６万６、０００円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第７款繰入金、第１項他会計繰入金、第１目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金金額の決定に伴いまして、１、４１０万８、０００円の減額をお願いするものでございます。

１ページを朗読いたします。

（ 予算書朗読 ）

健康推進 以上でございます。簡単ですが、説明とさせていただきます。よろ

課長 しくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この補正予算そのものについては、特別異議を申し上げるつもりもありませんが、1点だけ、国保会計の中で、県が福祉医療を改正してきた件の中で、色々調査させていただきましたら、現物給付を町がしている、県もしているということでは、本来国の方針と違うということで、県、4億円、市町村の合算で4億円のペナルティということがあったと思うんです。国は殺生なことするなど、ペナルティを課せにくるということは非常に私は問題だなと思っているんですが、斑鳩町はそのペナルティ分ですか、市町村で4億円と言われてますが、斑鳩町としてはどの程度、これまでがペナルティの部分になっていたのかというのが気になりますので、16年度中はそのペナルティが課せられて、17年度からはそのペナルティが課せられないということになると思うので、この際でするのでお尋ねしておきたいと思うのです。

健康推進 斑鳩町の16年度予算でございます。ペナルティといわれております福祉医療の加給増分ということで685万9,000でございます。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第16号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(8)議案第17号、平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

健康推進 議案書の朗読をいたします。

課長

(議案書朗読)

健康推進 歳出の方からご説明します。8ページでございます。第1款総務費
課長 では共同電算処理件数の見込みを推計いたしまして38万円、第2款医療諸費では医療費の動向を勘案し、決算見込額を推計いたしまして、7,025万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に歳入でございます。6ページでございます。歳入の補正につきましては老人保健法の規定に基づく支払基金、国、県、市町村の負担割合に応じまして、第1款支払基金交付金につきまして、4,064万5,000円、第2款国庫支出金につきましては1,973万9,000円、第3款県支出金につきましては493万7,000円、第4款繰入金につきましては531万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。朗読いたします。

(予算書朗読)

健康推進 以上でございます。よろしく願いいたします。

課長

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員

予算の審査のときにもジェネリック医薬品のことは出ていたと思いますが、特に老健では、お年がいかれたら継続的に薬が必要となって、慢性的な状況とか、色々あって、ここにも一般診療、調剤の増となっている訳なんです、ジェネリックについては奈良県の県立病院では、今7.1%の品目を採用しているんですが、県立病院の調査はされているんですが、県立病院以外のところではどの程度ジェネリックを採用しているのかということについては、今すぐ、どうだということではないんですが、こういう目線を担当もきちっと持っていただきまして、非常に慢性的になる、老人関係になりますと。継続して飲んでいただく訳ですから、それが高いか安いかで、すごく医療費に影響してくると思うんです。ですから、4,000以上品目があると思いますが、県立病院だったら289品目使っているということで、7.1%という実績、国の調査で出ているんですが、ジェネリックの採用については町の医師会なども含めまして、町としても進めていこうという考えで、きちっとやってほしいなど。こういう医療費の高騰を極力、本人負担もそうですが、町の方がとにかく大変だろうと、これから年がいかれた方が増えてきますので、さらに増えてくるという中では、これは非常に大事な事だと思いますので、まだまだ後発品の普及の比率は低いということの中で、もっと進んでいる県もありますので、その辺の視点、きちっと持っておいていただきたいと考えています。それについて、考え方をお聞きしておきたいと思います。

健康推進
課長

今いわれております県関係につきまして、町内では三室病院がございます。私どもの調べでは現時点ではまだ使われていないというような情報しか、入っておらないところでございます。確かに、ジェネリックになれば、要は特許が外れて金額が安く、薬が出来るということで、住民の方には大変重宝されるというようなものでございますが、医師会との、先の予算委員会とか、一般質問でいろいろございましたが、医師会等とも十分話を進めていく中で、協力できるものであればお願いしていききたいと望んでおりますが、要は、医師によって成分を

書く場合と、医薬品名を書く場合がございます、患者から申し出ることにはまず、可能でございます。薬剤師法が改正されたら、薬剤師の判断で同じ成分のジェネリック医薬品も処方できるというようなことになってくるところでございますが、町でこうしろ、ああしろとは、なかなか言えないところでもございますので、その辺につきましては十分先生方とご相談申し上げてまいりたいと考えております。

里川委員 現時点では患者からの申し出というふうに課長もおっしゃってますが、厚生労働省も使用促進の施策というのは講じてきていると思うんです。ですから、日本も、県も、町も、みんな財政厳しいんですから、みんなでこういう問題は考えていかないといけないと。特に、町なんかは財政規模小さいですし、今後これについては、もっと敏感に対応しないとイケないだろうと考えておりますので、私の意見としておいておきたいと思えます。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第17号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に継続審査案件について、(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてご説明申し上げます。

（仮称）総合福祉会館の整備につきましては本施設の早期建設に向け、慎重に取り組んでいるところです。現在の状況ですが、小吉田1丁目地内におきまして用地の目途をたてております。その地権者の方々に今、交渉を行っているところでございます。年度末までには地権者との交渉を済ませまして用地の確保に向け、全力をあげ取り組みたいと考えております。今後、確保について、纏まりましたならば当常任委員会にご報告申し上げたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので質疑意見があればお受けします。

三木委員 この件については以前から進捗状況等、私も質問させていただいておりますが、今回初めて、ある程度具体的に今の交渉中である小吉田と、今年度末には用地確保をするという事でございます。現段階で、この用地確保だいたい何パーセントくらい進行してありますか。

福祉課長 現在、地権者の方にあたらせていただきまして、あと1件の方が交渉中なんですけど、そちらの方で交渉が進んでいない状況でございまして、その方につきましても、今現在、全力を挙げて取り組んでおる状況でございまして。

三木委員 それでは、これ、全部で地権者何件ありますか。

福祉課長 土地につきましては、14筆、所有者の方につきましては10名の方になっております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、各課報告事項について、(1)議案第15号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして、住民生活部、各課所管に係りますものにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、私より福祉課所管にかかります補正予算につきましてご説明申し上げます。補正予算書の20ページをお開きいただきたいと思います。20ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第11目障害福祉費、第19節負担金及び交付金であります。精神障害者小規模作業所負担金におきまして、204万3,000円の減額が生じたものでございます。次に第20節扶助費であります。これにつきましては、知的障害者更生施設や授産施設医療費にかかります支援費の支給におきまして、1,584万9,000円の減額が生じたものでございます。

次に21ページでございます。第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目保育園費、第13節委託料で、広域入所委託料におきまして、462万1,000円の委託料の増額が生じたものでございます。

次に歳入につきましてご説明させていただきます。12ページにお戻りいただきたいと思います。第14款国庫支出金、第1項国庫負担

金、第1目民生費国庫負担金、第1節児童福祉費負担金におきまして、保育所運営費負担金におきまして、229万9,000円の増額、また第5節の障害福祉費負担金で障害者更生施設等支援費負担金におきまして792万2,000円の減額が生じたものであります。

次に13ページの第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、第2節児童福祉費負担金で保育所運営費負担金におきまして114万9,000円の増額、また、第5節の障害福祉費負担金で障害者更生施設等支援費負担金におきまして、396万1,000円の減額が生じたものであります。

次に15ページをお開きいただきたいと思います。第20款諸収入、第3項受託事業収入、第1目受託事業収入、第1節の受託事業収入で広域保育受託料におきまして510万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上簡単であります。福祉課所管にかかります補正予算の内容につきましてご説明させていただきました。

健康推進
課

それでは健康推進課関係の説明をさせていただきます。まず、歳出関係で20ページでございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉費総務費で国保財政安定化支援事業繰出金121万6,000円の減額補正、第3目の老人福祉費では、老人保健特別会計において、医療給付費等が増額となりますことから、老人保健特別会計繰出金531万7,000円の増額補正、第8目国民健康保険医療助成費では、国庫支出金等の保険基盤安定負担金の交付決定によりまして、1,289万2,000円の減額補正をお願いするものです。

21ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費では、第2目感染症予防費で接種者が当初見込みを上回りますことから、日本脳炎予防接種の実施で31万2,000円、風しん予防接種の実施で20万6,000円の増額補正。第5目の老人保健事業費におきましても受診者が当初見込みを上回りますことから、基本健康審査の実施411万円、前立腺がん健診の実施で25万3,000円の増額補正をお願いするも

のでございます。

歳入で12ページでございます。第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で保険基盤安定負担金の交付決定によりまして、644万7,000円の減、13ページの第15款県支出金では第1項県負担金で国庫負担金と同じ内容で322万3,000円の減額をお願いするものでございます。健康推進課関係では以上でございます。

環境対策
課

続きまして環境対策課所管の事項について説明させていただきます。補正予算書の22ページをお開きいただきたいと思っております。一番上段に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目火葬場費でございますが、22節の補償補填及び賠償金におきまして、150万円の減額をお願いしたいと考えております。これにつきましては、前回の委員会でも説明させていただきましたように、火葬場の周辺対策事業のうち、三井自治会から要望のありました水路改修事業につきまして、地元と色々施工手順等々で協議する中で、施工内容に若干の変更が生じた事によりまして、事業費が減額された事によりましてでございます。

続きまして、その下でございます、第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費でございます。そのうちの第22節、補償補填及び賠償金で717万5,000円の減額をお願いしたいという事でございますが、この事につきましても前回の委員会で説明申し上げましたように、衛生処理場の周辺対策事業のうち、高安自治会から要望のございました農道や水路の整備事業の一部が地元の事情によりまして本年度中では施工の目途がたたないという事で次年度以降に延期、という事になりましたのでその事によりまして事業費が減額になった事が大きな要因でございます。

以上簡単ではございますが、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)のうち、住民生活部各課の所管にかかります補正予算の内容につきましてもの説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第15号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議がありませんので、本件については、当委員会としてこれを了承することに致します。

委員長

他に理事者の方から報告はございませんか。

(その他報告なし)

委員長

以上これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承をしたということで終わります。

委員長

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

三木委員

先日の予算委員会でも私を含めて同僚議員の中からも質問させていただきました、いきいきの里の大広間増設の予算、2,300万円の件についてですが、最終日の賛成答弁の中で言われておりましたように、当該、厚生常任委員会で検討していくという事でしたので、本委員会でのこの件について委員の皆様方でご検討いただきますよう、ご提案申し上げます。

委員長 それについて理事者の方から何か検討されたところはございますか。

助 役 このご指摘の件につきましては、平成17年度予算の関係でございます。賛成意見の中から、いきいきの里の大広間の件についての意見をいただきました。十分、担当常任委員会ともご相談しながら適切な方法をもって処理していきたいという事を確認しておりますので、17年度において委員会でも十分諮って、その方向性を示してまいりたいと、このように考えます。

委員長 委員さん、委員会として町の方に、理事者の方に、こういう風にやってほしいとかいう意見を取り纏めたいと思いますけれども、どうですか。

(了 承)

委員長 それではこの件につきまして取り纏めをしたいと思いますので暫時休憩いたします。

(午前10時09分 休憩)

(午前11時27分 再開)

委員長 それでは再開をいたします。

休憩に入る前に委員会としてのふれあい交流センターいきいきの里大広間増築工事についての委員会の纏めといたしまして、町の方にこれから要請をしたいと思えます。

町においては、現施設利用者の増をはかることから平成17年度から入浴料を町内・町外に設定し、特に町内利用者については、料金値下げも実施することとされております。現時点において、利用者増の動向は今後の状況を見ていかないと判断が出来ない中で、大広間増築工事で利用者増等がはかれるとは考えにくい。建設予定場所は利用者

が少ないものの現に利用されている団体もあり、地元から建設要望も出されていない状況にある。更に、特別職給与や管理職手当の削減など、人件費のカットも予定されており、また、(仮称)総合福祉会館も早期建設に向けて努力を重ねておられ、それらの施設整備に重点を置き、対応をはかられる必要があります。これらの観点から、大広間増築工事については、平成17年度では見直されるよう、厚生常任委員会として要請する、という取り纏めになりましたけれども、理事者の方からこれに対しての何か。

助 役 今、まとめていただいてありがとうございます。真摯に受け止めて、その方向に進めたいと思います。

三木委員 今、芳村助役の方から真摯に、前向きに考えてやるという事に対して、よろしく願いしておきます。

委員長 その他について他にございませんか。

浦野委員 先般の予算委員会の中で、厚生常任委員会にかかります民生児童委員の研修費の今年度削減というのがありましたけれども、予算委員の中から、それについての再検討というのか、見直し。いわゆる民生児童委員さんにおかれましては、非常に活躍もしていただいている中で、また、財政緊迫しているという状況も分かりますけれども、見直していただきたい、いわゆる例年どおり予算を付けていただきたいという事につきましての再検討という要請がありましたけれども、その点につきまして改めて厚生常任委員会の委員として、要請したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

助 役 この問題につきましては、予算委員会で色々ご指摘いただきました。私達は過去三年間の民生児童委員会の研修の状況を把握いたしまして、その状況の内容を精査いたしますと、十分町内、別に県外にて研修し

なくても県内、町内で十分研修出来るという判断をしたわけでございます。従いまして、128万8,000円の補助金を17年度から50万円にしたという事でございます。予算委員会でも色々ご指摘いただきまして、この件につきましては、17年度において、民生児童委員会の委員さんの考え方も十分聞かせていただく中で対応して参りたいと考えておりますので、あくまでも十分な研修が町内でできるように、我々としては指導に徹底して参りたいと考えております。ただ、先ほども申し上げましたように、十分、民生児童委員会とも相談してまいりたいと思っております。

浦野委員　今の件で、先般公民館祭りというのがありまして、実は私民生児童委員さん3名さんに直接お会いしまして、今年度研修会の費用が削られるという事で議会でも十分検討しておいてや、という事で宿題を受けました。今までの予算委員会の流れを申しておきましたけれども、非常に民生児童委員さんにおかれましては、やっぱり斑鳩町のこれからのあらゆる問題について取り組んでいただくという事で、我々議会も、理事者側もその方々に対する姿勢を見せないといけないなと考えておるんですけれども、やはり財政縮減の折でございますので、今、助役さんの答弁の中で十分民生児童委員さんと協議した上でという事でおっしゃっていただきましたので、十分協議していただきまして、ご理解を願うように、その点よろしくお願ひしたいと思います。

里川委員　すいません、時間も経ってるんですが、幾つかお聞きしたい事もあるんですが、予算委員会でも問題になりました、ビニールごみのリサイクルについてなんですけれども、私も第3次斑鳩町行政改革、実施計画ですね。こっちの中でもビニールごみについては、17年度からリサイクルを実施するという意気込みを町も見せておられましたし、その方向というのはずっと研究していただいている、ある程度方向ができていたという風に思っていたんですが、17年度の当初では、まだリサイクルについては取りかかる事ができないという事で、ちょっ

と予算委員さんの中からもご心配の声が挙がってたわけなんですけれども、この予定について、再度ちょっと詳しくお聞きしたいんですが、なぜ17年度当初にできなかったのか、そして17年度に入ってから実施できる見込みというのをどういう風に考えられているのか。私としては年度途中であっても、できるだけ早期にその方向、やっぱり町民の皆さん方に長年ビニールを分別していただけてきてるんですから、もう布石を打って、長年経っておりますし、早くISOの認証取得も受けた斑鳩町がやっぱりそういう風にすべきであるという事では、こちら辺どういういきさつがあったのかという事など、ちょっときちっと確認をさせていただきたいなという風に思います。

環境対策
課長

ただ今ご質問いただきました事につきましては、前回の委員会でも縷々説明を差し上げたつもりでございましたが、再度考え方なりを説明させていただきます。17年度当初からなぜ入れなかったのか、導入できないのかという事でございますけれども、前回でも説明を申し上げましたように、昨年7月と8月の2回にわたる斑鳩町廃棄物減量等推進審議会において、色々審議いただきまして、マテリアル・ケミカル・サーマルの3つの方法でリサイクルできる手法が一番いいのではないかという意見の取り纏めもいただいたところでございます。町といたしましてもその方向で進んでいく、色々内部的な検討を進めてきたところでございますけれども、その3つのリサイクルができる業者が存在する所が三重県の上野市、現在合併して伊賀市になっておりますけれども、上野市にございまして、上野市において我々といましては、寝耳に水という形です、昨年の10月に上野市環境保全負担金条例というものが制定されました。それが10月から公布されたわけでございますけれども、これによりますと、従来から全国といったら語弊があるかも分かりませんが、色々な地方から上野市の方に廃棄物が搬入されているといった事で、付近の環境対策にも色々苦慮しているという事情がある中で、その持ち込まれる廃棄物について1トンあたり1,000円の負担金を徴収するという内容で

ございます。もう1つ、その前にございますのが、あまりよそからわが町、上野市にごみを持ち込んでいただくのは困るといった事もございますので、我々が考えていた事と逆の事になりますので、それについて新たに、今まで取引のない、搬入実績のない当町がそういった、あまり持ちこまないでと言っている街に持ち込むのはいかなものかという事で、当分の間今まで上野市に持ち込んでおられる市町村の動き、それから、これからまた新たに上野市に持ち込まれる市町村の状況を見ようじゃないかという事できたわけでございます。その間、リサイクルについて当町の中で、もしくは奈良県の中で処理する事ができないかという事で、色々検討して参りました。その1つとして、当町の中にそういう施設を別途設けまして当町の中でリサイクルをする方法等々、色々検討したわけでございますけれども、いずれの案につきましても、上野市に搬入する以上の効率性なりコストの面でも上回るものがなかったという事がございます。そういった中で、色々上野市の状況を確認、昨年11月に合併して伊賀市になっているんですけども、伊賀市の状況等色々調べる中で、当町が持ち込みをさせていただくのは、全て埋め立てという事ではなく、伊賀市に存在する業者に委託いたしましてリサイクルをする。そのリサイクルの結果、残ってくる残さについては、埋め立てるものについては微量であるという事から、伊賀市さんのおっしゃるような、むやみに大量の廃棄物を持ち込むという事にはあたらないのではないかとといった事もございます。それまで従来から伊賀市さんの方に持ち込まれている市町村についても、引き続いて持ち込まれるようである、という情報もある中で、それならば今、御所市の業者に委託しております処理量に比較いたしましても、3,000万円から4,000万円の経費がういてくるという事がございまして、それがこの前2月の委員会で報告申し上げた直前の事でございますけれども、そこからまた伊賀市さんの方をお願いしていこうではないかという事になりまして、協議を進めていくという形になったわけでございます。そういった事情から当初早ければ、この審議会の方でも申し上げていたんですけども、早い時期にとい

う言い方をしておりましたけれども、内々では平成17年度当初でもそういった事で、リサイクルに向けて行けばいいなといった事が、こういった、今申し上げましたような事で、当初までは、当然ただ今から伊賀市さんとも協議を詰めていく必要もございますし、伊賀市さんと協議を進める中で、地元業者、地元住民の方々とも協議をしていく必要がある。その協議の進展の中身の内容次第では奈良県の協議も必要になってくるという事から、4月当初からは無理であるという判断をしたわけでございます。

見通しといたしましては、協議に若干、そういう事で時間もかかります。また、ビニールごみを今現在は自由排出という形で、曜日は決まっておりますけれども、入れていただく容器、袋は特段指定はしておりません。ただ、今から進めていこうとする業者につきましては、透明の袋でお願いしたいという条件もございます中で、住民の方々にこれから周知をしていく必要もあるという事で、早くとも6ヶ月は見る必要があるという事で、私どもが今現在考えておりますのは、平成17年度半ば、早ければ10月1日からはそういった方法でリサイクルに取り組んでまいりたいという風に考えているところでございます。

里川委員 たぶんそういう年度途中でそういう風にしていこうと思えば非常に大変な部分もあると思います。それで、町民の方にもご理解いただかないといけない部分もあると思いますが、それにつきましても、十分に啓発して、そして対費用の問題も含めて、そしてリサイクルする意義も含めてそれぞれ今後、今課長が答弁された方向でいくように、ご努力をしていただきたいという事はお願いをしておきたいと思います。

続いて申し訳ないんですけども、1点はこの間から住民基本台帳法に関わる事なのかなと思うんですが、住民基本台帳の閲覧をされて、母子家庭さんを限定されまして男性の方が中学生の女の子に暴行されたというような事件があったんですけども、その時に私もちょっとびっくりしたのが、本人確認もしないで閲覧をさせているという、市町村によって扱いが違うというところでちょっとびっくりしましたの

で、斑鳩町ではその辺の住民基本台帳の閲覧についてどのようにされているのか、そのニュースからすごく気になってたものですから、ここできちっと確認をさせていただきたいなと思います。

住民課長 おっしゃっておられるように、確かにそういう報道もされてますし、以前には不正異動という事で大阪市では、不正に600件ほどの異動がされたという事も報道されています。今おっしゃっておられます閲覧に関しましては、斑鳩町では国及び地方公共団体のみが閲覧できるという風にしております。そして、不正の異動届も他町村ではあるという事で、去年、16年7月からは本人確認という事で窓口にお見えいただく方の身分証明を提示していただきまして、本人確認をしております。もし身分証明をお持ちでない場合も、口頭で家族関係、本籍、兄弟の生年月日等を確認いたしまして、間違いなく本人であるかという事で、なりすましてされてないか、という事を十分確認して不正の防止に努めております。

里川委員 分かりました。閲覧についても国と地方公共団体のみという事ですので、色々な部分の整合性などあると思いますけれども、課長の方から言っていただきました、本人確認という事は基本、いろんな面で確認していただくという事は重要だと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1点、ちょっと気になっている事があるんですけども、実は今年の4月からBCGの接種の年齢が今まで4歳未満だったものが、6ヶ月未満になると。そして、15年度からは、今まで小・中学校で団体に接種していただいていたツベルクリン反応、BCG。それが平成15年度からは団体の接種も小・中ではされていないという中で、この制度の移行の中で少し気になるんです。最近結核の患者さんというのはちらほらと増えてきているような状況もあります。先日も上牧で教員の方が結核で児童に感染してたという話もあったんですけども、そういう事の中でこの4月からのBCGについて、4歳

未満から6ヶ月未満という事でいきなりになりましたら、最初の小さい子どもさんの関係の中で、未接種というような状況が出てこないのかどうかというのがちょっと気になってたんですけれども、この件につきましては町の方ではどのように対応されているのかという事をちょっと確認しておきたいと思います。

健康推進
課長

ツベルクリン反応検査及びBCG予防接種について、という事で、まず結核予防法の改正が15年4月、この時点で小学1年生、中学1年生のツベルクリン反応とBCGが廃止という事。それで保健センターで4歳未満の乳幼児にツベルクリン反応検査とBCGの予防接種を1回実施やっていたという事で、ただ、平成17年4月からでございますが、斑鳩町として医療機関において個別で実施しております。それと同時に6ヶ月未満の乳児に直接BCG接種1回という事で、ツベルクリン反応についてはなくなっております。なお、それにまして6ヶ月以上を超えるとBCG自身の接種ができなくなる、経過措置としても取扱いがないというようになっておりますのが現状でございます。斑鳩町もこの接種者への啓発という事につきましては、16年9月からでございますが、広報で4回、それと個人通知といたしまして3回発送いたしまして、現時点では未接種者の人数と、全て掌握しております。その関係で最終、3月28、30日につきまして接種するわけでございますけれども、それまでの間で洩れのないように徹底して参りたいと考えております。

里川委員

今回の見直しで6ヶ月未満となっているんですけれども、特例として1歳まで認めるという条項があるんですけれども、その条項というのは地理的条件とか災害などでやむを得ない場合は1歳まで認めるとなっているんですけれども、国会でも議論になってたと思うんですが、私も医師による医学的判断がなされた場合も含めるべきであるという風に思うんですよね。何しろ6ヶ月未満というと、本当に小さい、考えたら影響が強い小さい子どもさんの事ですので、その辺非常に心配

なんですけれども、その辺のところについては、国の制度ですけれども、町としてどのようにご判断なされているのか、それと生後6ヶ月未満といっても、特に3ヶ月未満の場合は今言いましたような身体的な影響の懸念というのもあると思うんですけれども、今後6ヶ月未満、でも3ヶ月以下というのは私も心配なので、その短期間の間に周知をして、徹底をしていくという事についてどのようにお考えになっているのかも合わせてお尋ねしておきたいなと思うんですけれども。

健康推進
課長 今の段階であれば、判断といたしましては国に準じてという形になります。この心配等色々されておられるお母さん方もかなり出てこようかと思えますけれども、広報以外にあっても保健センターにおきまして懇切丁寧に、心配の要らないような方法によりまして、ご説明等してまいりたいと考えております。

里川委員 後段の3ヶ月未満の接種はちょっとどうか、安全性としてはどうなのか、という心配の中では短期間ですね、やっていただくという事については、方針というんですか、町はどんな方針をもっておられるのかなど。3ヶ月未満であってもするのか、しないんだ、こうなんだ、という方針があるのかどうかという事と、それとやっぱり保健センターの皆さん方、職員さんも制度変わったら大変だろうと思えますけれども、やっぱり保健センターの方で周知のご努力をしていただきたいという風に思うんですけれども、どうなんでしょうね。これ、接種は何ヶ月の乳幼児を対象と考えておられるのですか。

健康推進
課長 現時点では6ヶ月未満という事しか考えておりませんので、方針というようなところまでは、現段階ではございません。

里川委員 それでは、私が今言いましたように、月齢が少ないと安全性という面では心配な点がありますので、その部分については最大ご配慮いただいて、どの期間内にうっていただくのがいいのか。そしてその期間

で間に合うような啓発の体制というものを、保健センターの方できちっととっていただけるように、3ヶ月未満はちょっと心配だと思いますので、その辺はきちっとやっていただきたいという事をお願いしておきたいと思います。

三木委員 総合福祉会館の件について、2点ほど確認させていただきます。まず、この中に身体障害者のお風呂的な要素がありますか。それからもう1つ、その中に会議室、研修室、何人くらい入るのか、その辺の2点についてちょっとお聞かせいただけますか。

住民生活 今おっしゃっていただいておりますのは、施設の関係では一応特殊部長 浴槽と介護浴槽という形で考えております。特殊浴槽と申しますのは、委員が申されてますように、障害者の方も入っていただける状態での浴槽という事でお考えをいただけたらなと思います。

会議室関係につきましては、一応計画では確保するというように考えております。それが人数的に何人かというのは、計画予定としましては大きな部屋をとるように決められてはいたんですけども、研修室も小さい研修室と会議室的なものというような形で、100平米くらいの大きい会議室、どれくらいかと言いますと役場の地下の会議室を想定していただけたらいいかなと思います。

三木委員 今、お風呂の件について、特殊浴槽ともう1つ一般浴槽と言ったかなと思うんですけども、この一般というのはどういう風に解釈したらいいんですか。

住民生活 申し訳ありません。普通と言いますけれども介護浴槽という事で部長 訂正をお願いして、ご理解いただきたいと思います。それから、特殊浴槽の関係につきましては、介護が必要な方であって、通常のお風呂でも入浴可能なら介護浴室に入っていただけますけれども、介護があってもかなり不便を感じる方につきましては、特殊浴室の方で、座った

ままの状態が入浴をしていただけるというような設備がございます。そういうのを備えてということで、特殊浴槽という形での振り分けをさせていただいて、重度の障害のある方であってもそういう形で入浴も可能なような設備を、という風に考えているという事でご理解いただきたいと思います。

三木委員 一般浴槽というものは無いという風に解釈させていただきます。

里川委員 もう1点だけ。予算に関わる事なんで確認させておいてほしいんですけれども、国民年金制度改正でシステム変更業務委託料というのが今回もあげられていたんですけれども、国民年金というのは制度改正されて、金額これから毎年変わっていきますよね、自動的に。この事については、このシステムではどうなっているのかなど、毎年そういう意味ではシステムの変更でこうやってあげていかないといけないのか、金額変えるだけで委託料として、そこまではしなくていいんだ、今のシステムですっといけるのか、その辺がちょっと見てる中で気になったので確認だけさせて下さい。

健康推進課 この関係の委託料とシステム変更につきましては、今まで免除関係につきましては、半額と全額がございました。それが、多段階免除制度の導入という事で、4分の1免除と4分の3免除が追加されまして、その関係でのシステム変更という事でございます。毎年の分につきましては、ここでは含まれてないという事です。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、

当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

委員長 これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後12時01分 閉会)